

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 TAGUCHI Jean-Isamu

論 文 題 目 Sustainable Development in Public-Private

Partnerships in Infrastructure: A Transnational Legal Perspective

(インフラストラクチャー整備のための公私協働枠組み PPP における持続的発展——  
一つのトランスナショナル法パースペクティブ)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 小畑 郁

名古屋大学大学院法学研究科教授 中東正文

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

## 論文審査の結果の要旨

## I. 本論文の概要

交通網の整備、水道建設やエネルギー開発といったインフラ開発は、伝統的には、国家主導で進められてきた。国家は通常、公用調達手続により私企業を指定し、インフラ建設にあたらせてきた。この場合、国家が事業の経費をまかない、資産は国家が所有することになる。しかし、とりわけ金融危機に伴う公共事業への資金調達の困難が生ずると、国際金融機関は、こうした公共事業について、いわゆる「公私協働 Public-Private Partnership, 以下 PPP」という枠組みの利用を推進するようになった。PPP では、基本的には、私的セクターが事業の資金を調達し、インフラの設計を行い、運営を行うことになる。国家は、事業の準備を行い、規制を及ぼすが、財政的負担を負わず、事業運営に責任をもつことはない。PPP は、実際にはより複雑な契約の組合せにより実施され、大規模事業では、ステイク・ホルダーは、15 機関ほど、契約の数は、40 にも及ぶことすらある。

本論文は、このように現在インフラ整備の際に国際金融機関が推奨する通常の開発枠組みとなった PPP を、従来その財政的側面にしか注目されてこなかった持続的開発の確保という要請について、その社会環境的側面に注目しながら、分析しようとするものである。方法としては、近年、多くの国で制定・策定されるようになってきた PPP 国内立法および政策を、関連の国際機関の規則・ガイドライン等とともに採りあげるとともに、ケース・スタディを通じて、国際法・国際規則・国内立法・国内政策・契約の具体的な絡み合いを明らかにする手法を用いている。この点、本論文は、明示的にトランスナショナル・リーガル・アプローチを採用するものであるが、他方で、その有効性を確認するだけでなく、各種規範が近年果たしている相対的な役割の変化にも目配りをしている。

PPP についてのこれまでの英文の研究では、その包括的な姿が十分に明らかにされておらず、また、とりわけ、国際金融機関の言説では、持続的開発との結び付きが流布されながらも、その内容について批判的検討がなされていなかった。これに対して、本論文は、主として、第 1 に、各国の PPP 法および政策がどれほど実効的に持続的開発に寄与するものか、第 2 に、さまざまな社会・環境基準が、實際上事業の持続性に寄与するものか、という二つの **Research Questions** をたて、分析している。

本論文は、序論と結論を含む 6 章構成であり、二つの表と詳細な **Bibliography** が付けられている（全 186 頁）。第 1 章（序論）では、以上のような問題提起を先立ち、PPP の定義ないし具体的イメージが提示される。PPP とは、通常、国家当局と私的当事者との間の複雑なインフラ事業を提供するための長期契約であって、私的当事者が実質的なリスクを負担するものと定義されるが、実際にはより複雑であ

る。私的当事者は、さまざまなステイク・ホルダーにより構成される。つまり、発案者、開発銀行、保証人、コンサルタント、下請け業者が関わる。発展途上国では、先進国や多数国間の開発事業機関が資金提供者や保証人、または、助言者としてかわる。

これに続く第2章では、PPPの基礎的な背景が明らかにされ、先行業績の検討を通じて概念的・実際の争点が提示される。ここでは、とりわけ、とりわけ金融危機を契機とする国際金融機関によるPPPの奨励にもかかわらず、発展途上国や中進国でのインフラ投資への私的セクターの参加は、なお、限定的で、減少傾向すら見られることが明らかにされ、その有効性について、より慎重な評価が必要とされることが明らかにされる。NGOからはその社会的・環境的影響について懸念が表明されていること、この点についての反駁は、とりわけ、「持続的開発」概念がPPPを推進する側によって商業的生命力にすり替えられることにより、これまで十分になされていないことが指摘される。とはいえ、効率性、リスクの分担（あるいはシェアリング）、およびインフラ開発における中央一括指揮モデルからガバナンスモデルへの転換といった機能が認められる、としている。

第3章では、国内のPPP法ないし政策的ガイドラインの分析が行われる。ここでは、英語ないしフランス語で（翻訳）テキストが入手できるアジア・アフリカ諸国の法ないし政策的ガイドラインが網羅的に検討されている。その要約は、付属の表AおよびBにおいて示されている。まずここでは、PPP法の制定・政策策定自体が、トランスナショナルな過程であることが指摘される。国連国際貿易法委員会(UNCITRAL)が作成した立法ガイドは有名であり、これが実際には多くの国の法に影響を及ぼしている。世界銀行（世銀）は、ローファームに委託してPPPの標準的な契約条項を研究させている。ASEANなど地域的機関によるハーモナイゼーションの動きも活発である。実際の立法の分析からは、PPP立法における社会・環境基準への配慮は、全体として必ずしも十分とはいえないことが分かる。全くこうした側面への言及がないもの、一般的に国の環境立法に言及するだけのものも見られる。契約への導入のみを求めるもの、影響評価に言及せず、また、事業認可の基準として用いないものもある。この中で特徴的なものは、EU指令(Directives)であり、他の立法が個々の当事者の利益計算の中でリスク軽減をはかろうとするのにたいし、EU指令は、環境一般に利益になるように、PPPの環境・社会目的を確認している。第4章では、インフラ開発へのPPPの適用事例が、ケース・スタディとして展開され、PPPの実際の機能が明らかにされる。取り上げられるのは、①インドのヴァドダラーハロル(Vadodara-Halol)有料道路事業、②フィリピンのマニラLRT1号線延伸事業、ラオスのナムトゥン(Nam Theun)2水力発電所の三つである。資料は、世銀とJICAの文書公開にかかる文書、市民による情報公開制度利用により公開さ

れた文書等を利用し、事業関係者との面談や電子メール交換により得た情報を補助的に用いている。それぞれについて、(複数の) 国際金融機関との協定、コンセッション協定や私企業間の契約上の関係、それらにおける環境・社会基準への言及状況、および、モニタリングの関係が、解明され、図示されている。結局、これら3つのケースでは、社会・環境的側面が重視されており、その過程では、国際金融機関の果たしている役割が大きい、ハーモナイズされた国内法への言及も契約その他の文書で行われているほか、モニタリング手続も複雑に織り込まれている。

第5章では、上記のケースに適宜言及しつつ、国際金融機関、世銀が設定するスタンダードおよび金融機関などの連合体が設定しているいわば自主規制スタンダード (Equator 原則、ISO14001, ISO26000 など) などがどのように適用されているか、その実施状況が分析される。国家法との関係では、かなり十分にハーモナイゼーションがすすんでいるので、むしろ補完的な役割を果たしているとされる。結論的には、まず、関連現象を分析するうえで、国際／国内および公／私の分断を超えるトランスナショナル・リーガル・アプローチの有効性が確認される。その上で、しかし、こうした区別そのものは廃止されるべきではないとされ、また現象を分析すると、環境・社会規制が PPP の不可分の構成要素となることを確保する上で、国家の役割が大きい、ということが指摘されている。

第6章「結論」では、以上がまとめられて、序論で提起された二つの **Research Questions** について、一応の回答が与えられている。第1に、PPP 法は、社会的・環境的持続可能性については、全体としては不均衡で不完全であり、EU 指令の方向性が注目される。第2の **Question** に対する回答は、やや曖昧であるが、3つのケースでは、国際金融機関の統制の下に国家法を通じて契約の中に社会・環境基準が読み込まれており、有効に働きうることを占めそうとしていると理解することができる。ここでは、先行研究での一般的な主張とは異なり、国家法がその重要性を回復しつつある、とされる。その意味で、PPP の規制は、多極的性格を保持しながら、国家法を中心として再中央集権化(re-centering)の過程にある、とされる。他方、本研究で残された課題・方法論上の困難として、現象が現在進行中でしかも急速に展開していること、また関連情報が基本的に秘密に属していること、が指摘される。最後に、PPP の3つの P に加えて参加(participation)の P を加える PPP+P という、国連で議論され、推奨されている市民社会の参加を確保するための取り組みは、本論文では、限られたスペースで全体のまとまりをつけるために直接の分析の対象からは外すことになったが、極めて重要であることが指摘されている。

## II. 本論文の評価

学位申請者である Jean-Isamu TAGUCHI 氏は、国際法政コース・リーディング大学院博士後期課程 3 年の学生である。同氏は、2012 年 10 月に同博士前期課程に入学し、同課程を修了（修士（比較法学）取得）後、直ちに進学し、3 年で本論文を博士学位請求論文として提出した。

博士（比較法学）の学位請求論文については、①広義の「アジア法整備支援」にかかわる理論的・実務的問題の発見・解決に貢献していること、②主として比較法学・比較政治学的方法によっていること（ただし、国際関係を専攻する場合には、国際文書・国際機関の実行等の分析であっても、国内法・国内政治への応用可能性を念頭においたものであればよい）、③母語以外の言語資料を用いていること、④問題設定が明確で設定した問題に対するそれなりの回答が出されていること、⑤独自の研究であること、⑥論理が堅固であること、という基準が用いられる。あわせて、TAGUCHI 氏は、リーディング大学院の学生であることから、同プログラムの趣旨に添って評価することが決定されている。

なお、リーディング大学院の独自性としてアジア言語の修得を求めていることについては、本学生は、日常的なコミュニケーションおよびより進んだ論理的コミュニケーションができる日本語能力を身につけていることが確認されている（本人は、日系の血を引いているが、完全にフランス語ネイティブである）。また、本学生は、インターンシップや海外実地調査の機会を最も積極的に活用した学生の一人であり、共同研究でも指導的役割を果たしたことを特記しておく。

以下、上記の基準・観点に照らして評価する。

## 1. 学問的寄与

本論文は、PPP の実態について、法的に分析しようとしたものとしては、世界的基準としても、実証性という点で最も徹底的な研究ということができる。

PPP については、本論文でも紹介されているように、国際金融機関・経済機関により、今日最も推奨されているインフラ開発方式であり、発展途上国への普及も急速にすすんでいる。したがって、開発にかかる法実務において PPP をどのように設計するのか、というのは、当然実践的関心の高いテーマである。また理論的にも、市場経済の世界的普及を中核的な内容とする経済のグローバル化を背景として、法の新たなあり方を捉えようとする法理論的関心からも、PPP は、新たな現象の典型的なあり方として注目を引いてきた。たとえば、本論文でも紹介されているトランスナショナル・リーガル・アプローチの主張や、法多元主義、といった関心である。その意味で、現代の法実務・法理論にとって、重要な現象であることには間違いはない。



しかし、これまでの研究では、PPP にかかわる立法を網羅的に分析の対象にしたものも、事例に則して、さまざまな規範的枠組みが交錯しながら全体として PPP を規律している具体像を示しているものも、見あたらないのが実情である。PPP が比較的新しい現象であり、また、契約内容など秘密に属するものも多いからであろうが、それにしても、PPP の重要性からすれば、これは重大な欠缺といわなければならない。

本論文は、こうした欠缺を埋めようとする極めてチャレンジングな研究の成果であり、実際にも、三つの事例については、おそらく当事者もよく分かっていないであろう規範的枠組みの全体像が徹底的に解明されている。また、PPP についての立法についても、英語・フランス語で（翻訳）テキストがあるものは網羅的に検討されている。スペイン語も利用できればという点も本人も意識しているが、これでも、従来の研究にはほとんど見られない範囲と深度の研究を行っていることが指摘できる。本論文の最大の学問的寄与は、この点にあるということが出来る。

これに対して、本人が中心的課題として設定した、社会・環境的持続可能性がどれほど PPP に取り込まれているか、という問題についての分析は、PPP 法の網羅的検討のほかは、十分に成功しているとはいいがたい。もっとも、こうした視角を設定したことにより、3つのケースにおいては、どのような規範がどう組み合わせられて、全体として社会・環境的配慮がなされる仕組みがもたらされているか、ということが明らかになり、トランスナショナルな法状況が一層具体的に明らかになったとはいいうる。その意味で、一般的妥当性はともかくとして、社会・環境的持続可能性がこうしたケースでは複雑なメカニズムによって取り込まれている、ことが明らかにされている。この点も学問的貢献と考えてよい。

したがって、広義のアジア法整備支援に関連する研究（これは開発法学や発展途上国・体制移行国の法に関連する研究といいかえてもよい）であり、かつ、法制度設計の専門家養成というリーディング大学院の目的からしても、上記基準の（リーディング大学院の性格を考慮した）①を満たすことは明らかである。また、②主としては比較法学的方法を用いており、③母語以外の言語すなわち英語を用い、④それなりの問題設定と回答が与えられている。⑤研究の独自性も上に述べたとおりである。⑥論理はたしかに入り組んでいるが、それなりの堅固さで議論している、ということで、博士（比較法学）の基準を満たすと考える。

## 2. 本論文の問題点およびそれに対する評価

他方、本論文にも留意すべき問題点もある。それは、理論的な分析が結局のところ不徹底に終わっていることである。それは、トランスナショナル・リーガル・ア

アプローチが理論的問題として提起されず、既存の方法論との比較を通じたある程度の分析の結果、有効な手法として採用されているのではなく、最初から採用されていると考えられることに端的に現れている。フランスの行政契約論や、トランスナショナル・リーガル・アプローチ内部での国家法の位置づけについての議論については、関心やそれなりの研究も論文の端々に伺えるが、十分に展開されず、PPPの実態分析とは切り離されてしまっている。国家法を中心とした re-centering という主張もケースの表面的な観察のように思われる。むしろ、対象とする法現象に対して、古典的な方法論・法理論を用いた分析を徹底的に行うことを通じて、それらの意義と限界をあぶり出し、方法論の修正ないし新たな方法の必然性を明らかにすべきであったと思われる。

たとえば、PPPの本体が行政契約を含む契約の集合であると捉えた上で、それらをめぐる紛争が、どこでどのように解決されうるか（されえないか）、それが判決ないし仲裁判断という形式をとるとすれば、それらはどのように執行されうるか（されえないか）、という問題をたてるならば、単にPPPが法構造上トランスナショナルな性格をもつという指摘に止まらず、どの関係者が相対的に有利／不利な地位にあるか、リスクが単にシェアされているという指摘にとどまらず、どのように最終的には「しわ寄せ」される可能性を有しているか、ということが明らかになりえたと思われる。これは、むしろ古典的な（抵触）法学的発想から出発することの重要性を示している。本論文のかかえるこうした問題は、直接的には、端的には裁判例らしいものが見あたらないというPPPのもつ新規さと資料的制約（そしてそれを率直に認めるある意味で廉直な学問的態度）から生じているとはいえるが、仮想的にでも問題を設定して議論することは、相当な力量は必要とされるものの不可能とはいえない。

もっとも、こうした問題は、リーディング大学院のかかえるチャレンジングな性格に由来しているともいえる。つまり、本論文の筆者は、リーディング大学院が想定する実務家的志向、より具体的な、最先端の法現象を解明して、社会的・環境的持続可能性が置き去りにされないような制度を構想する、という強い志向を有している。こうした学生に対して、どのようにすれば、もう一度基礎に戻って、古典的な法学のディシプリンを一旦血肉化するように身につけさせることができるか、ということは、必ずしも容易ではない課題である。リーディング大学院の制度上、プログラムに属する学生の勉学においては、一定のトレード・オフを避けることができない。

このことを念頭におくとき、リーディング大学院（あるいは実務家を念頭においた法学研究科の博士プログラム一般にも当てはまるかもしれない）の博士論文としては、実務的重要性をもつ現象を一次資料に基づいて法的視点から徹底的に分析で

きているかどうかを基本線として評価すべきで、理論的な深さは、実証的分析過程でそうした知識・技量が必要であることを最終的に自覚させうる程度のものであれば足りると思われる。

そうした観点にたてば、本論文のもつ問題性は、博士学位授与に対する障害にはならない、と考えられる。

### Ⅲ. 結論

本論文は、PPP という現在とくに発展途上国で推奨されているインフラ開発方式という、実務的に極めて重要な法現象を、これまで十分に扱われてこなかった一次資料を掘り起こして詳細に分析し、それがどのように社会的・環境的持続可能性に貢献しうるか、ということを明らかにしたものである。上に述べたように、そこから、どのような理論的前進の展望を切り開くことについては、下ごしらえとしても十分な検討がなされていないという問題点はあるが、それは、法制度設計の専門家を養成するという目標に照らすと、過大な要求ともいえ、むしろ本論文全体からうかがえる筆者の学問に対する向き合い方の態度からすれば、今後の成長の見通しをもつことができる。以上から、本論文は、上に述べた基準を十分満たしていると評価してよいと思われる。

審査委員会は、一致して、本論文が博士（比較法学）の学位を授与するにふさわしいものであるという結論に達した。

以上